返還不要

奨学生の募集

2024年度
千本奨学生募集要項

【 給付額 】月額5万円

【期間】2024年10月～2025年3月（6カ月間）

【募集人員】最大2名

【対象国籍】ラオス、カンボジア、ミャンマー
インドネシア、ベトナム、フィリピン
タイ、マレーシア、アメリカ

【対象者】2025年4月から日本国内の4年制大学の学部正規課程の在籍を目指している者で、法務省告示校の日本語教育機関に在籍し、2024年6月受験の日本留学試験（日本語記述試験を除く3科目）の成績が500点以上の者。

▼出願受付期間▼
2024年8月１日(木)～2024年８月30日(金)

公益財団法人
千本財団

1．2024年度募集の概要

公益財団法人 千本財団はアジア太平洋各国において、経済的に困窮する優秀な若者に対し、日本国内の大学における勉学・研究の為の財政的援助を行い、将来各国のリーダーとなる人材を養成すると共に、日本とアジア太平洋各国の相互理解の深化に貢献することを目的に設立されました。これらの目的を達成するために、アジア太平洋各国からの私費留学生に対して、返済義務のない奨学金を給付しております。

2．出願資格

（1）国籍とビザ

現在、勉学のための在留資格「**留学**」で日本に在留している者で下記の国籍の者

ラオス人民民主共和国	カンボジア王国	ミャンマー連邦共和国
インドネシア共和国	ベトナム社会主義共和国	フィリピン共和国
タイ王国	マレーシア	アメリカ合衆国

（2）在籍状況

2025年4月から日本国内の4年制大学の学部正規課程の在籍を目指している者、または国立高等専門学校への編入を目指している者で、文部科学大臣による日本国内の大学入学のための準備教育課程の指定を受けている日本語教育機関に所属する者の中から、**2024年6月受験の日本留学試験（日本語記述試験を除く3科目）の成績が500点以上の者。**

（3）学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する関心を持ち、また目標に向かって真摯に努力する姿勢を兼ね備え、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

（4）経済状況

経済的な理由で留学費用の全額支弁が困難である者

（5）年齢

1995年 4 月 1 日以降に生まれた者(2024年 3 月31日時点で29歳未満の者)

3．募集人数

最大２名

4．奨学金の概要

（1）給付額

月額5万円　**＊返還の義務はありません。**

（2）給付期間

2024年10月～2025年3月(6カ月間)

＊出願時に指定した第三希望までの大学に合格し、進学する場合は月額12万円の奨学金を原則として大学の最短卒業年まで継続します。

（3）給付方法

原則として、毎月１カ月分を奨学生本人の口座に毎月10日に振り込みます。
(初回の10月分のみ、11月分とあわせ、11月に２カ月分まとめて振り込みます。)
＊10日が休日(土・日及び祝日)の場合は、直前の平日に振り込みます。

（4）奨学生の義務

①財団行事への参加(年１～２回程度)
②奨学金の受領書の提出(毎月)
③奨学生レポートの提出(２か月に１度)
④広報活動への協力(広報資料への氏名、学校名、顔写真、奨学生レポートの掲載)
⑤成績証明書等の提出(半年に１度)
⑥個別面談への出席(年に１度、オンラインでの対応)
⑦必要な届け出の提出
奨学生は次の事が生じた場合、必ず当財団に報告し届け出を提出してください。
▼異動届
・休学、留年、停学、転学又は退学の場合
・奨学金を辞退する場合
・転居、改氏名等、身上に変更があった場合
・奨学生の世帯主(扶養者)又は緊急連絡先に変更(死亡、転居、改氏名等)があった場合
・在留資格が「留学」でなくなった場合
▼アルバイト届
アルバイトを新たに開始/変更/中断した場合
▼出国届
日本から一時出国する場合
▼その他重要事項に変更が生じた場合
⑧日本の法律と所属校の学則の遵守

5．応募から奨学金の受給まで

奨学金出願には、**①出願書類の郵送**と**②課題エッセイのWeb提出**の**両方が必要**です。
いずれか一方だけでは受付できませんので、**必ず郵送とWeb提出の２つの手続きを完了させてください。**

❶　出願期間　2024年8月１日(木)～2024年８月30日（金）

出願書類の郵送 （日本語学校からの発送）	課題エッセイのWeb提出 （出願者本人の提出）
①2024年度　千本奨学生出願書 ＊顔写真（4.0 ㎝×3.0 ㎝）を添付 ②出席・成績証明書＊発行から１カ月以内 ③在留カードのコピー表裏 ④指導教官の推薦状 ⑤日本留学試験成績照会同意書	指定のWebフォームから 課題エッセイを提出。 提出方法は５ページ参照

＊＊＊必ず、郵送とWeb提出の両方の手続きを行ってください＊＊＊

❷　一次審査(書類審査)

❸　一次審査の結果通知

出願書類を審査し、7名までを一次審査の合格者とします。
選考結果は、2024年9月13日（金）までに学校を通じて通知します。一次選考合格者については二次選考（面接）の試験時間および会場案内を合格通知とともに送付します。

❹　二次審査(東京都内会場にて面接実施)

2024年10月5日(土)13:00～16:00のうち30～40分で2～3人1組のグループ面接を行います。面接は日本語で行われます。
なお、面接会場（東京メトロ銀座線京橋駅直結）より片道100km以上の地域にお住いの方については交通費を支給します。詳しくは、一次審査に合格された方で該当する方のみにご案内致します。

❺　二次審査の結果通知

二次審査の選考結果は2024年10月23日(水)までに出願者本人に対して直接通知致します。
合格者は2024年11月8日(金)までに本奨学金を受給するかの回答と連絡先などの登録を行ってください。

❻　奨学金の受給開始　2024年11月より

6．出願の手引き

❶　出願書類を郵送する（日本語学校担当者）

以下の①～⑤の書類を同封し、日本語学校担当者が下記の住所に直接郵送してください。
奨学生出願書の書式はhttp://semmoto.or.jp/scholarship-systemからダウンロードして準備してください。出願者本人から直接の郵送は受け付けておりません。

【郵送書類】
①2024年度秋季　千本奨学生　出願書（書式A）
　＊ダウンロードして印刷、3カ月以内に撮影した顔写真(4.0 ㎝×3.0 ㎝)を添付、要直筆署名
②日本語学校（当財団対象校）の指導教員等からの推薦状 （書式B）
　＊ダウンロードして印刷、指導教員等の自筆の署名が必要。要厳封。
③日本語学校（当財団対象校）の直近月までの出席・成績証明書
④在留カードのコピー表裏（被推薦者本人を証明するもの）
⑤日本留学試験成績照会同意書（要直筆署名）
　＊ダウンロードして印刷。
（注意）千本財団から日本留学試験実施団体である日本学生支援機構に出願者の2024年6月実施の日本留学試験成績の提供を依頼しますので、同意書に出願者の直筆署名をお願いします。

【郵送先】
〒104-0031 東京都中央区京橋２丁目２－１京橋エドグラン18Ｆ
公益財団法人千本財団　奨学生応募係

【応募締切】
2024年８月30日(金)当日消印有効

【出願書類の郵送上の注意】
①対象校１校につき、推薦（出願）できる奨学生候補者は２名までです。

②出願者が１名の場合：
出願書類（上記①～⑤）を特定記録郵便またはレターパックで郵送してください。

③出願者が２名の場合：
出願書類（上記①～⑤）を出願者ごとに厳封して2名分の出願書類を作成し、2名分の出願書類を一つにまとめ、特定記録郵便またはレターパックで郵送してください。

④出願者は、対象の在籍校の推薦を得て、出願書類に必要事項を記入の上、学校の該当窓口へ提出してください。

❷　課題エッセイをWeb提出する（出願者本人）

当財団ホームページ、http://semmoto.or.jp/scholarship-systemに掲載のリンク、または
下記のQRコードより課題エッセイのWeb提出フォームにアクセスし、課題エッセイを作成し
提出してください。

【Web提出フォーム】

【課題エッセイ】
1．第一志望の大学に進学を希望する理由について説明してください。（400字以内）
2．日本の大学で学びたいこと、大学卒業後の展望について述べてください。（400字以内）
3．奨学金を必要とする事情について説明してください。（400字以内）
＊このフォームでは成績照会のデータ作成のために、2024年6月に受験した日本留学試験の受験番号と生年月日を入力して頂きます。日本留学試験は3科目受験（日本語記述を除く）でないと評価の対象になりませんのでご注意ください。

【受付締切】
2024年８月30日(金)04:00**pm**まで

【お問い合わせ先】
公益財団法人　千本財団　担当：赤城　恵理子
Tel: 03-5656-5297 Fax: 03-3516-6261

【注意】必ず、郵送とWeb提出の両方の手続きを行ってください。

7．個人情報の取り扱いについて

本財団において奨学生選考業務を行うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」や個人情報保護ガイドライン(個人情報保護委員会)などの諸法令に基づき、「公益財団法人千本財団 個人情報取扱規程」を定め、個人情報の適正な取り扱いを行っております。

（1） 個人情報の利用目的について
本財団は、取得した個人情報の利用は、以下に示す利用目的の範囲内で取り扱います。

①奨学生の募集および選考
②奨学金の給付
③同窓会の運営
④その他、この法人の目的を達成すること

（2） 個人情報の利用について
本財団が取得した個人情報を利用目的の範囲を超えて第三者へ提供する場合は、あらかじめ利用目的を公表、又は通知し、ご本人の同意を得たうえで実施します。なお、次に掲げる事項の場合は、ご本人に同意を得ずに提供することがあります。

①法令等に基づく場合。
②本人又は公衆の生命、健康及び財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
③個人情報を統計（多数の個人情報を集約）し、本人を特定できない形式でその統計表を第三者に提供する場合

（3）保有個人情報の廃棄について
本財団に出願後不合格となった者の出願書類については、速やかに廃棄します。出願書類の返却は行いません。

（4） 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口について
本財団の個人情報の取扱等に関する問い合わせ先は以下の通りです

公益財団法人千本財団　事務局
〒104-0031　東京都中央区京橋２丁目２－１　京橋エドグラン18F
Tel: 03-5656-5297